# 牧之原市農業集落排水事業経営戦略

体 名 寸 牧之原市 事 名 農業集落排水事業 業 策 定 日 令和 2 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

## 1. 事業概要

- (1) 事業の現況
- ① 施 設

供用開始年度(供用開始後年数)	笠名地区:平成8年度(24年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	2,900 (人/km²)	流域下水道等への接続の有無	該当なし
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化·共同化·最適化 実施状況*1	該当なし		

<sup>\*1 「</sup>広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。 「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。 「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を件わない。)を指す。

### ② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	水道使用水量によるものとし、一ヶ月につき基本料金20㎡までは2,000円(税抜)、超過1㎡につき80円(税抜)で算定した額としている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし。						
その他の使用料体系の概要・考え方	その他の使用料体系の設定なし。						
条例上の使用料*2	令和元年度 2,000 円	実質的な使用料 *3	令和元年度	2,509 円			
(20 ㎡ あたり)	平成30年度 2,000 円	(20 ㎡ あたり)	平成30年度	2,498 円			
※過去3年度分を記載	平成29年度 2,000 円	※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	2,450 円			

- \*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。
- \*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

# ③ 組 織

職	:	員	数	Ţ	当事業に人件費は計上していない。
事	<b>美</b> 道	置営	組	織	専従職員はおかず、お茶振興課基盤整備係の職員が農業集落排水施設維持管理等を兼務し業務にあたっている。

### (2) 民間活力の活用等

	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	地区の管理組合に、年間を通して施設周辺の草刈り等の維持管理契約を締結している。
民間活用の状況	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
次立江田の北江	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
資産活用の状況	イ 土地·施設等利用 (未利用土地·施設の活用等)*5	該当なし

# (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について)(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

,×	別紙添付				

<sup>\*4 「</sup>エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。 \*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

#### 2 経営の基本方針

当市の農業集落排水処理施設は、供用開始から24年が経っており、経年劣化等により施設の機能低下が見受けられる。また、人口減少 から使用料金収入の減少が続いている。

使用料金収入のみでは運営できないため、一般会計から繰入をし、地方債の償還や施設の修繕費等に充てている。

令和元年度に行った機能診断を基に、令和2年度に最適整備構想を策定した。

性能低下予測から、機能保全対策工法と対策時期を検討し、今後40年を標準とした施設の補修・改築等を計画的かつ効率的に行っていく。

令和7年度に地方債の償還金の支払いが完了する。令和5年度に使用料金の見直しをすることで、令和8年度から一般会計からの繰入金を必要としなくなる見通しである。

また、事業費が2,000千円以上の施設の補修、改修等には、既存メニューの国及び県からの交付金(補助金)を使用する予定である。

使用料金の改定については、使用者である地元住民と協議しながら、進めていきたいと考えている。

### 3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) 別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

- (2)投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明
- ① 収支計画のうち投資についての説明

機能診断の結果より令和2年度に策定した最適整備構想に基づき、今後40年間で計画的に改築更新をしていく予定である。 令和9年度に、管路施設及びコンクリート構造物の更新を計画しているため、既存メニューの国、県からの交付金及び補助金と料金収入の 繰越金を充当する。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

本計画の主な財源は、使用料金収入以外では、国及び県からの交付金(補助金)である。

一般会計からの繰入金は、主に地方債の償還金及び利息に充てており、令和7年度に償還が完了するため、一般会計からの繰入金も終了する見込みである。

したがって、既存メニューの国、県の交付金及び補助金の金額によって変更する場合もあるが、使用料金収入で賄うために令和5年度に値 上げを計画している。

使用料金の見直しについては、地元住民と充分に協議する予定である。

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

当事業に職員の人	件費は計」	上してい	ハない。	
----------	-------	------	------	--

## (3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

- (1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。
  - \* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

## ① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	処理場の広域化に関しては、処理区が一箇所しかないため検討の余地はない。 基本的には、改築更新を行い施設の延命を図っていく予定である。
投資の平準化に関する事項	供用開始から24年が経ち、経年劣化による機能低下が見受けられる。令和2年度に策定した最適整備構想を踏まえ、財産負担可能額を考慮し、計画的な管理保全費用の支出を図る。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他組織の活用を参考にし、現状を踏まえた地域にあった運営を研究、検討する。
その他の取組	新たな施設の新設は行わない。

#### ② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入で施設の維持管理及び運営費は賄えておらず、一般会計からの繰入を充てているのが現状である。使用料の見直しについては、今後受益者である地元住民と協議していく必要がある。		
資産活用による収入増加 の取組について	資産が処理施設と管路・設備だけであり、活用できる資産がない。		
その他の取組	該当なし。		

# ③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制 度、PPP/PFIなど)	現在、地元管理組合と施設敷地内及び周辺の清掃業務、見回り業務委託を締結して おり、適切な維持管理のため今後とも活用していく方針である。
職員給与費に関する事項	該当 <sup>な</sup> し。
動力費に関する事項	人口の減少等により排水処理量が減少しているため、改築更新の際に施設のダウンサイジング等の最適化を検討し、電気代等の維持管理費の軽減に努める。
薬品費に関する事項	機器更新時に薬品費を軽減できる機器の導入を進める。
修繕費に関する事項	計画的に修繕を行い、施設の延命化を図ることにより維持管理費の軽減に努める。
委託費に関する事項	現在、業者と年度毎に維持管理契約を締結している。適正価格を随時精査し、委託費の軽減に努める。
その他の取組	該当なし。

## 4 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経	営	戦	略	の	事	後	検 証	
更	新	等	1	関	す	る	事	項

国及び県からの交付金(補助金)の状況を確認しながら、市及び地元集落の負担が抑えられるよう、計画的に実施していく。毎年施設管理について、検証・見直しを行い、効率的な計画の執行ができるようにする。